

○東大和市議会議長交際費支出基準

平成29年3月24日

議長決裁

(目的)

第1条 この基準は、議長交際費について必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

(議長交際費の定義)

第2条 議長交際費とは、東大和市議会議長（以下「議長」という。）、その代理者又はその他議長が特に必要と認める者が議会を代表して、市議会の円滑な運営に資するため、外部との交際を行う際に要する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が市議会の運営上妥当であり、かつ、その金額が社会通念上妥当であると認められる範囲内で、市及び他団体等との均衡を失することのないよう配慮し、予算の範囲内で行うものとする。

(議長交際費の種別等)

第4条 議長交際費の種別、支出範囲及び金額は、次のとおりとする。

(1) 会費 各種団体等が主催する総会、大会、懇親会その他行事等で飲食を伴うものに出席する場合に支出する経費。支出金額は、実費とする。

(2) 弔慰金 葬儀等における香典及び供花料として支出する経費。支出範囲及び金額は、別表のとおりとする。

(3) その他 常任委員会行政視察等の手土産代、各種大会表彰品代等として支出する経費。支出金額は、実費とする。

2 前項各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める場合は、支出できるものとする。

(議長交際費の不支出)

第5条 前2条の規定にかかわらず、議長交際費は特定の議員、政党その他の政治団体、宗教団体等に対しては支出しないものとする。

(議長交際費の支出手続)

第6条 議長交際費を支出しようとするときは、議長交際費支出伺により、議長の決裁を受けなければならない。

(議長交際費の管理)

第7条 議会事務局次長は、議長交際費支出のため、あらかじめ一定額を資金前途の方法により会計管理者から交付を受け、東大和市会計事務規則（平成22年規則第6号）に基づき適切に保管するとともに、その支出内容を記録し、収支を明らかにしておかなければならない。

(議長交際費の公表)

第8条 議長交際費の支出内容については、議会事務局窓口、東大和市公式ホームページ等で公表するものとする。ただし、公表情報に個人に関する情報が含まれている場合は、東大和市議会が行う情報公開に関する規則(平成15年議会規則第1号)に基づき、これを除くものとする。

(議長交際費の見直し等)

第9条 議長は、議長交際費の支出内容が市民感覚とかけ離れることのないよう、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直し等を行うものとする。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成29年3月24日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い、「交際費の取り扱いについて(平成7年5月24日議長決裁)」及び「議長交際費香典等支出基準額(平成11年3月25日議長決裁)」は、これを廃止する。

別表(第4条関係)

弔慰金支出基準

	本人	配偶者	子	実父母	義父母
市議会議員(現職)	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
市議会議員(前・元)	10,000円	—	—	—	—
市長・副市長・教育長(現職)	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	—
市長・副市長・教育長(前)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	—
市長・副市長・教育長(元)	10,000円	—	—	—	—

(備考) 供花料については時価とする。